

# 九十九里町物価高騰対策生活支援商品券使用可能店舗募集要領

## ～九十九里町物価高騰対策生活支援商品使用可能店舗の募集について～

物価高騰の影響を受けている町民の生活支援及び地域内消費の喚起による町内事業者の経営支援を行うことを目的に、町内の店舗等で使用できる「九十九里町物価高騰対策生活支援商品券」（以下「商品券」という。）を、町民に対し配付します。

### 1. 生活支援商品券の発行

(1) 名 称 九十九里町物価高騰対策生活支援商品券

(2) 発 行 者 九十九里町

(3) 発 行 額 136,600 千円

(4) 発 行 部 数 13,660 セット

※1人当たり/1 セット（1,000 円券×10 枚づり=10,000 円分）

(5) 配 付 期 間 令和8年4月下旬

(6) 使用可能期間 配布された日から令和8年11月30日迄

### 2. 取扱いにおける厳守事項

(1) 商品券は物品の販売又はサービスの提供などの取引において使用可能。

(2) 商品券を現金化することはできません。

(3) 商品券は、1,000 円以上の取引において、1,000 円毎に1枚受け取る

ことができます。不足分は、現金等で受け取って下さい。

(4) 使用期限を過ぎた商品券は受け取らないで下さい。

(5) 商品券の紛失、盗難等に対し、町は責任を負いません。

### **3. 生活支援商品券の使用対象にならないもの**

国税、地方税や使用料などの公租公課の支払いのほか、次に掲げる物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けるために使用できないものとする。

(1) 不動産や金融商品

(2) たばこ

(3) 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務

### **4. 取扱店の参加資格**

町内に店舗、事業所等を有する事業者とし、次に掲げる事業者を除いたもので、町内の店舗、事業所等に限り物価高騰対策生活支援商品券を使用できるものとします。

(1) 上記の【3.生活支援商品券の使用対象にならないもの】に記載の取引、商品のみを取扱う事業者

(2) 特定の宗教政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者

(3) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

## 5. 取扱店の責務

- (1) 取扱店であることが利用者に分かるよう明示して下さい。
- (2) 利用者が持ち込んだ商品券は、受け取る前に問題がないかを十分に確認して下さい。偽造防止ホログラムがないことや色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と思われる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに町商工観光課まで報告して下さい。
- (3) 商品券を受け取った時は、他店での再使用を防止するため裏面の所定欄に使用店舗名を記入することとし、既に使用可能店舗名の記入がある場合は、受け取りを拒否して下さい。
- (4) 商品券の交換及び売買は行わないで下さい。
- (5) 使用可能店舗自ら事業上の取引（商品の仕入れ）に使用しないで下さい。
- (6) 利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は使用可能店舗の責務とします。

(7) 商品券が大量かつ不自然に持ち込まれた場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに町商工観光課まで報告して下さい。

(8) 千葉県暴力団排除条例及び九十九里町暴力団排除条例を遵守して下さい。

## 6. 取扱店の申請手続について

### (1) 申請方法

この「募集要領」に同意のうえ、別記第1号様式「九十九里町物価高騰対策生活支援商品券使用可能店舗登録申請書」を記入し、町商工観光課へ郵送若しくは持参して下さい。なお、「九十九里町物価高騰対策生活支援使用可能店舗登録申請書」は九十九里町ホームページから印刷できます。

【九十九里町ホームページ [http://www.town.kujukuri.chiba.jp/】](http://www.town.kujukuri.chiba.jp/)

### (2) 申請書の提出先

〒283-0195 九十九里町片貝4099番地

九十九里町商工観光課商工振興係

TEL 0475-70-3175 平日 午前8時30分から午後5時まで

### (3) 取扱店の登録申請期間

令和8年2月16日（月）から3月19日（木）まで

※締め切り後も申請は可能です。

### (4) 申請後の審査・登録

申請のあった使用可能店舗は、町商工観光課にて審査を行い、取扱店とし

て登録します。登録後、別記第2号様式「九十九里町物価高騰対策生活支援商品券使用可能店舗登録証明書」を郵送します。

(5) その他

・取扱店については、商品券を町民に配付する際に、店舗名簿を周知します。また、九十九里町ホームページでも周知します。

※登録申請期限を過ぎて申請した場合はホームページのみの掲載となります。

・個別の店舗ごとに申し込んで下さい。九十九里町内に複数の店舗がある場合、店舗ごとに「九十九里町物価高騰対策生活支援商品券使用可能店舗登録申請書」を提出して下さい。

・各自で取扱店であるとの明示をお願いします。

## 7. 換金について

(1) 換金場所 九十九里町商工観光課商工振興係

(2) 換金方法 取扱店舗は、別記第3号様式「九十九里町物価高騰対策生活支援商品券換金請求書」に必要事項を記入の上、上記換金場所に提出して下さい。

(3) 換金に必要なもの

①使用された商品券

②九十九里町物価高騰対策生活支援商品券換金請求書

※必要事項を記入の上、提出して下さい。

③町から発行された「九十九里町物価高騰対策生活支援商品券使用可能店舗登録証明書」

(4) 換金期間

商品券配布日から令和8年12月25日（金）まで※土日祝日を除く

午前8時30分から午後5時まで

※上記期間を過ぎての換金には一切応じられませんのでご注意下さい。

※上記期間の間で、随時、換金ができます。

※換金手数料の負担はありません。

※換金後2~3週間程度で、指定口座に振り込みを予定しています。